

憬興師の無量寿経第十八願観

渡 辺 顕 正

歳頃とおもわれる。寂年時は不詳ではあるが、七〇〇年頃か、それ以後しばらくは晩年まで、その地位にとどまられたのではないかと想われる。

このことは、憬興師の現存著述の中、とくに、その名著『無量寿経連義述文贊』（述文贊）（大正・三七）において、『無量寿如来会』（唐・菩提流志（覺愛）訳）（706～713頃の訳出）の経文が引用されていないことによつて窺われる。

また『述文贊』（下巻）において、所謂、釈迦指勸分の淨穢忻厭を説くところの「有田憂田有宅憂宅——乃至——重思累息憂念愁怖」の経文を釈する条下に、「總顯貪過」と科する中を三分科（推求苦・守護苦・散失苦）して、その「守護苦」と科する中において、その経意を釈して、

今即准淨伝、有云三衣十物者蓋是訳者之意、離分為二処、一、不依梵本、別道三衣折（折）開十物（大正三七・一六四頁）

等といつて『淨伝』の説を挙げてある。その『淨伝』とは、渡天三蔵義淨（戒律の研究者・635～713）の旅行記『南海寄帰内

新羅国、法相宗系の学匠憬興師（620頃～700頃）は、第三十代文武王（在位661～681）、第三十一代神文王（在位681～692）の時代に、王の命により国師・国老に任ぜられ、その後、第三十三代聖徳王（在位702～737）の時代まで活躍されたとおもわれる。

憬興師の出世年代は、『三国遺事』（大正・四九・一〇二～一〇一三頁）巻第五「感通第七」の条下に「憬興遇聖」と題して、伝記の一端が記載されてある。それによれば、年十八歳で出家し、神文元年に国師・国老となり、三郎寺に住した等と記されてある。神文元年は唐の高宗の開耀元年（681）に当り、開耀元年は永隆二年に改元された年号である。

よつて、憬興師の出世年代は、隋（589～618）滅亡し、唐朝成立（619）の時期の前後、六二〇年頃と推定される。また、国師・国老となられたのは六八一年であるから、その時は六十

法伝』(南海寄帰伝・四卷)(大正五四)を言うのであって、その巻二の「十・衣食所須」(二二二頁下)(三衣・六物・十三資具)を明すところの文を、そのまま引用してあることによって、憬興師の寂年時が想定されるとおもうのである。

義浄三蔵(635~713)は、唐高宗の咸亨二年(671)三十七歳の時、海路インドに渡り、遊歴二十五年にして、唐中宗の頃(則天武后(690~705)が実権を握る武周革命の頃)すなわち六九六(または、六九五)年帰朝したのであるが、インドよりの帰途、室利仏誓(シユリーヴイジャヤ)に上陸し、四年滞留の間に『南海寄帰内法伝』(四卷)と、『大唐西域求法高僧伝』(二卷)とを著わし、その帰朝に先立って、母国にかえる船舶に此の書を本国の道友宛に託したのである。

この史実によって、その『南海寄帰内法伝』が、義浄三蔵の帰朝後、幾年かすぎて新羅に伝来されたとしても、その伝来は七〇〇年の前後かと思われる。この説が採用できるならば、恐らく憬興師は八十歳以上(700~)までは生存されたことと決定してもよいのではなからうか。

以上のことを考察すると、憬興師は、新羅の国、第二十六代真平王(白浄王・在位597~632)の時に生誕され、第三十二代孝昭王(在位692~702)に至る新羅の七王朝時代に生存し活躍された高僧であることが知られるのである。而して、さらに考

察するならば、第三十三代聖德王(在位702~737)の治世に寂されたと思われるのである。

その時代を、我国に当てるならば、推古朝(592~628)の終りより持統朝(686~697)、文武朝(697~706)の間、すなわち、飛鳥・白鳳時代に相当するのである。

二

憬興師においては、多くの著述の存していたことは、大正蔵経第五十五卷所収の『東域伝燈目錄』、『新編諸宗教蔵総録』(高麗・義天目錄)、『注進法相宗章疏』、『法相宗章疏』等をみれば明らかであるが、その多くの著書が散逸している中、浄土の三部経に関する著述には、『無量寿経連義述文贊』三卷(或云二卷)東域伝燈目錄)、『観無量寿経疏』二卷(散逸)、『阿弥陀経略記』一卷(散逸)を著わしているが、『観無量寿経疏』は浄土宗鎮西派良忠師の『観経伝通記』・『浄土宗要集』(東宗要)には、処々に引用されてあるから、その一部分の断片的な注解は窺うことが出来る。『観経疏』は上にあげた目錄・章疏等には全く挙げてない)。

いまは、『述文贊』によって、憬興師の無量寿経第十八願観を窺ってみたいと思う。因に、憬興師は『無量寿経』の訳者は、西晋の竺法護訳といつてある。

三

『述文贊』における無量寿経の科段^①は、詳細に、しかも丁寧に大科・分科されてあるが、その中、憬興師は四十八願を釈するにあたって、「正申三已願」と分科して、四十八願に略して三意ありといつてある。

一、求仏身願（第十二・十三・十七願）。二、求仏土願（第三十・三十二願）。三、利衆生願（余の四十三願）

といい、さらに、此の三意を以つて四十八願を釈するに(七)ありといつて、

(一)初の十一願（撰衆生願） (二)次の二願（撰仏身願）

(三)次の三願（撰衆生願） (四)次の一願（第十七願）（撰仏身願）

(五)次の十三願（撰衆生願）（第十八願）（第三十願）

(六)次の二願（撰仏土願） (七)後の十六願（撰衆生願）

等と示されてある。

その中、(五)撰衆生願の十三の願を「撰人天願・「撰菩薩願」に分け、さらに「撰人天願」を二つ (一)撰往生者 (二)撰所生報に分け、その「(一)撰往生者」の中をば、第十八願（撰上品願）、第十九願（撰中品願）、第二十願（撰下品願）等の三願に分けられてある。

これは、新羅の法位師が、第十八願を上三品とし、第十九願を中三品とし、第二十願を下三品とする説に依つたものと

考えられるが、憬興師は第十八願積下において、新羅の義寂師が、第十八願を撰下品とし、第十九願を撰上品とし、第二十願を撰中品とする説を破斥して、次の如く述べてある。

有説初下品次上品後中品非也 非唯乱次第、亦違觀經不除五逆 然彼經（觀經）云下作五逆罪得生淨土 違此願云唯除五逆誹謗正法 故從昔會釈自成百家（大正三七・一五一）

すなわち、義寂の説の如きは、次第を乱すのみならず、觀經に五逆を除かずとするに相違するからである。然るに、觀經には五逆罪を作つたものでも淨土に往生することが出来るとするけれども、第十八願文には「唯除五逆誹謗正法」とあるから、昔から觀經の五逆罪往生と、無量寿経の第十八願の唯除逆謗の問題について、百家（多くの学説）の会釈のありしことを指摘されてある。（憬興師は觀經（前）、寿経（後）、の觀前寿後説を立てるといつて三義をあげて理由をのべてある（大正三七・一三一頁））
よつて、憬興師は、古来の逆謗除取説について、十三家の説をあげて批判されるのである。

四

(一) 有説亦謗正法者除 唯造五逆二者生 有難此言 彼經（觀經）亦云具諸不善 若不謗法即不可言具諸不善

如何乃言唯造五逆得生淨土一 此難非也

この説は、義寂師の『無量寿経述義記』の説であつて、觀經には正法を誹謗する者を除いて、ただ五逆を造つた者だけが往生するという説を破斥して、憬興師は、「若謂彼經具諸不善故」云云といつて、觀經には具諸不善とあるから、その中に謗法も含まれている筈である。しかるに、逆者の往生のみを説くは不可であつて、五逆も具諸不善に属するわけではなかるるか。といつて批判されてある。

(二) 有説此除不悔 彼之説悔 此亦不然 既十念中念 別滅八十億劫生死之罪 不悔無悔与不悔別故 若更有別懺悔法一者即於下品下生文中 都無故

この説は、元曉師(671-686)の『無量寿経宗要』・『遊心安樂道』(元曉?)の説であつて、『安養集』(十ノ七六)に引用されてある。憬興師は、此の説に対して「此亦不然」といつて、第十八願は懺悔しない者を除くとするに對して、觀經は懺悔を説くから、それによつて罪が消滅して淨土に往生することが出来るとする説を破斥している。その理由は、觀經下々品の十念は、念々の中に八十億劫の生死の罪を除くところから、懺悔の有無によるものではないからであるとするのである。

(三) 有説對未造者言除 對已造者説生 此亦不然

この説は、長安西明寺の住僧、道闇師の説であつて、道闇

憬興師の無量寿経第十八願觀(渡 辺)

師は道綽禪師に帰依した淨土教家であつて、善導大師の同門または先輩かとおもわれる。『觀經疏』(散逸)の説であつて、『安養集』(十ノ五十三)に引用されてある。この説に對して、憬興師は、有説に未造者に對しては除くといひ、已造者に對しては生ずとする説も不合理である。このような説ならば、未造の者を除いて、已造の者が往生することになれば、未造の者は五逆を造らねばならぬことになるではないかと主張して、有説(道闇師の説)の不合理なことを難じているのである。

(四) 有説 正五逆者除(寿経) 五逆類者生(觀經) 此亦不然 といつて、憬興師は「無有聖教説五逆類一名五逆上故 不可彼經五逆言類」といつて、有説(?)を批判してある。

(五) 有説 重心造者除 輕心造者生歟 此亦不然 といつて、憬興師は「誹謗正法必有輕重不可唯言除不生故」といつて、有説(?)を批判してある。

(六) 有説 除即第三階造五逆者 生則第二階造逆者 此亦不然

この説は、三階教の教祖信行禪師(540-594)の説であつて、憬興師は「衆生有レ三 非聖教二故、設有聖説亦違下自許中三階人不レ行善法」有逆無逆皆不得生 若如所レ言 不レ説唯除第三階」而言除逆唯有虛言故」といつて、信行禪師の三階教の説を批判してある。

上三生中、必無^レ作逆^レ故須^レ除^レ之。彼説^ニ下生^ニ雖^レ作^ニ五逆^一若備^ニ十念^一亦得^レ生故無^ニ違可^レ積^一不^レ応^レ難言^中中品三生亦無^ニ作逆^一故^上不^レ須^レ除者^ニ發菩提心修諸功德即非^ニ作逆^一義既顯故。但誹謗正法罪既深重。於^ニ無數劫受^ニ苦報^一故。仮具^ニ十声^一必不^レ得^レ生。所以聖教更無^ニ異説^一入^ニ諸不善^一者過難多故^レ等と述べてある。

(三) 有説 此經十念依^ニ十法^一而念非^ニ仏名^一故 即彌勒所問十念是也 此亦不^レ然

この説は、新羅法位師(7c中頃)の『無量寿経義疏』の説であつて、『安養集』(十ノ五十七)に引用されてある。法位師は第十八願の乃至十念をば十法十念等と解釈されてあるのに対して、憬興師は、「彼經十念即非^ニ凡夫^一必非^ニ上品三生所^ニ能修^一故今即還同^ニ觀經十念^一上輩亦修^ニ十念^一理無^レ違故 欲^レ顯^ニ一^一等^ニ言^ニ乃至^一等と述べて批判されてある。すなわち、法位師は、第十八願文の十念は十法に依るのであつて、念は仏名を念ずるのではない。『彌勒所問經』の十念がこれであるとする説も不可であつて、もしも、法位師の説の如くすれば、第十八願文の十念は凡夫の念ではないのであるから、必ずしも上品三生の者の能く修するところではないことになる。憬興師は、第十八願文の十念も、觀經下々品の十念も同一であると理解し、『彌勒所問經』の十念を指すものではなくて、上輩も下輩も十念を修することによって浄土に往

憬興師の無量寿経第十八願観(渡 辺)

生することが出来るのであるから、兩經の相違はないとして、その乃至十念は、十法十念に限定さるべきものではなくて、一念二念を顯わさんがために乃至とするのであると理解するものよりである。

したがつて、憬興師の主張する十念は、十法十念でもなく、称名の一法十念でもなくて、第十八願の十念も觀經の十念も、共に十声称仏の十念を主張したもののようである。

以上、憬興師の『述文贊』の第十八願釈下の逆誹除取論についての十三家の説を探究したのであるが、その中、(一)(二)(三)の説は十念論についての解釈の批判である。而して、次に「傍論且止^レ應^レ積^ニ本文^一」といつて、行と信についての詳論はなく、直ちに第十九願釈をなしているが、「信」に関する説明については、「信者誠也」(伸大正三七・一四九頁)、「令^レ去^ニ輕謗^一生^ニ信樂^一故」(大正三七・一六〇頁)といひ、「行」については、「専求往生一念十念皆得往生可^レ謂^ニ難生中之易^一也」(大正三七・一六四頁)、「十念相統微善能滅^ニ諸罪^一」(大正三七・一六九頁)、「十念称仏念^ニ別能除^ニ八十億劫生死之罪^一」(大正三七・一六九頁)等と他の箇所述べられてある。

1 拙著『新羅・憬興師述文贊の研究』第三節「述文贊の科段とその大要」参照。 2 矢吹慶輝博士著『三階教之研究』五五〇頁。 3 『大宝積經』第九十二(発勝志樂会)(大正十一・九二八頁)。「発覚浄心経」巻下(大正十二・五二頁)。4、5の註は略す。

(龍谷大学大学院修了)